

議員提出議案第 5 号

岩田隆弘議員に対する問責決議（案）

上記の議案を別紙のとおり、飯能市議会会議規則第１３条の規定により提出します。

令和８年９月２９日

提出者	飯能市議会議員	武　田　　一　宏
賛成者	同	美齊津　　大　貴
同	同	熊　田　　尚　子
同	同	パタソン　ひとみ
同	同	関　田　　直　子
同	同	坂　井　　悦　子
同	同	中　元　　太
同	同	平　沼　　弘
同	同	椙　田　　博　之
同	同	鳥　居　　誠　明
同	同	加　涌　　弘　貴

飯能市議会議長　　栗　原　　義　幸　　様

岩田隆弘議員に対する問責決議（案）

岩田隆弘議員は、令和８年３月定例会において、特定の個人名を挙げ、一般市民の肖像権の侵害、プライバシーの侵害といった議会の品位を欠く発言があった。これは地方自治法第１３２条が禁止する「他人の私生活にわたる言論」に該当し、同条に違反するものであり、議長から発言の取消し、修正を命じられ、岩田議員本人も修正に応じ以後気を付けるとして３月定例会は閉会した。

続く６月定例会では、岩田議員の議案質疑に対する議長采配について、新井議員の議事進行を受けて議会運営委員会で協議し、結論を得て６月定例会で報告がなされ、岩田議員納得のもと閉会した。

しかし、その経緯があるにもかかわらず、９月４日に岩田議員への栗原議長の議事整理権執行に対しての異議や、職権乱用として厳重に抗議をするといった内容証明郵便が会派シビックプライド飯能より議会事務局宛に送られてきたこと、あたかも自身に不備はなく、自身は被害者であり、議会運営に不備があるという市民の誤解を招きかねない情報をインターネット上に拡散をしたこと、とりわけ「飯能市の議事運営・進行が問題です。公平で開かれた議会運営を」といったタイトルのチラシを９月中旬頃に市内に頒布したことは、自身に都合の良い解釈や私見が一方的に発信されており、事実と異なるばかりか、過去に受けた議長の制止及び議事整理を結果的に蔑ろにする行為と言わざるを得ない。この議会運営のルールを著しく逸脱した一連の態度は、本市議会の品位を汚し、その名誉と秩序を著しく失墜させるもので、飯能市議会会議規則第１５０条の規定に違反している。

また、飯能市議会基本条例第３条において、我々議員は「高い倫理性と公正かつ清廉を基本姿勢とし、自己研さんに努め、資質を高める不断の努力をすること」と規定され、これは年齢や議員のキャリアが関係するものではなく、特にチラシの頒布やＳＮＳによる発信、情報の拡散には社会的責任が伴うものであり、市民に誤解を与えないような表現を心がけ、自己を律するべきは当然のことである。

このことから、９月２４日の議会運営委員会において、この度頒布したチラシの撤回及び陳謝を決定事項としたところ、岩田議員から反論等はなかった。

しかしながら、９月２７日にも笠縫地区及び川寺地区などで同チラシを頒布した事実が判明している。これは先の議会運営委員会における決定事項を完全に反故にしたと受け止め、陳謝したとしても、それをもって責任を果たしたとは到底認めることはできない。

このように、岩田議員の３月定例会からの一連の言動は、私人や市長をはじめとする一定の人物を私見で切り分け、複雑な社会問題を「一般市民」対「行政、市議会、特定の人物」と、あたかも敵味方といった構図に落とし込み、対立と分断を意図的に煽っているような印象操作であり、飯能市議会の信頼を失墜させ、議会制度そのものの信頼を揺るがす行為であり決して許せるものではない。

よって、岩田議員に対し、猛省を促すとともに、今後、議会運営の秩序を乱すような行為を慎むよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和８年９月２９日

飯　能　市　議　会

提案理由

岩田隆弘議員の３月定例会からの一連の行為は、議会運営のルールを著しく逸脱したものであり、本市議会の品位を傷つけ、信頼を失墜させたものであるから、その責任は重大である。

よって、議員の問責を決議するため提案するものである。